

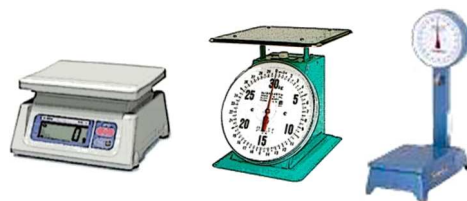
◆身の回りにある主な特定計量器

私たちの身の回りには、たくさんのはかる道具や機器（計量器）がありますが、これらが正確でないと正しく計量することができず、私たちの生活や経済活動が混乱してしまいます。

そこで、計量法では、計量器の中でも、取引や証明に使用されるものや、キッチンスケールやヘルスメータなどの一般消費者の日常生活に使用されるものを『特定計量器』として構造や誤差について基準を定めており、基準に適合したものにはマークがつけられています。

取引証明に使用できる特定計量器  「検定証印」または  「基準適合証印」が表示されています。

定期検査対象計量器



質量計（非自動はかり）



血圧計

体温計

有効期限のある計量器



水道メーター
8年



ガスメーター
10年
(7年)



5年 7年
燃料油メーター
(ガソリンメーターなど)



電力量計
10年



タクシメーター
1年



質量計（自動はかり）2年
※適正計量管理事業所が
使用する自動はかりは6年

家庭用特定計量器



このマークが表示されています。このはかりは、取引証明には使用できません。

「取引」とは 有償であると無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。

「証明」とは 公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

【所在地及びお問い合わせ】

〒390-0852

松本市大字島立 1020

松本合同庁舎 5 階

TEL：0263-47-4006

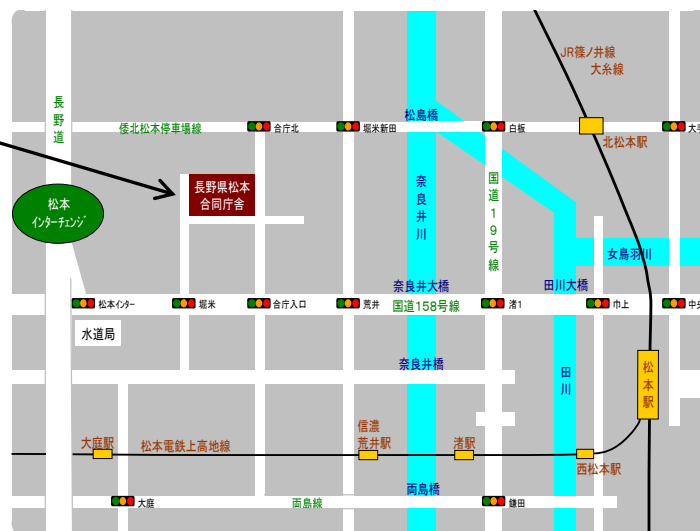
FAX：0263-47-9895

E-Mail：keiryo@pref.nagano.lg.jp

ホームページ



二次元コードを
スマートフォンで
読み取るとHPに
アクセスできます



2025.4

長野県計量検定所のご案内



計量検定所は、社会生活の基礎となる正確な計量を進めるため、計量法に基づき「計量器の検定・検査」「計量関係事業者への立入検査」「正しい計量についての普及・啓発」等を行っています。



確かな技で
世界を変える



長野県PRキャラクター
「アルクマ」
©長野県アルクマ

笑顔ある
暮らしのために
くまなく計量

◆計量検定所の主な業務

長野県計量検定所では、主な業務として、特定計量器の「検定」「検査」、事業所等への「立入検査（商品量目検査他）」、県民への「計量思想の普及啓発」などの事業を行っています。

I 「検定」

「**検定**」とは、製造または修理（期限更新を含む。）された特定計量器が、構造や誤差の基準を満たしているかを国や都道府県などの公的機関が確認する行為です。



タクシーメーター検定（装置検査）

毎年、長野県内
全てのタクシーを
検定しています。



燃料油メーター検定

ガソリンスタンドで
メーターを1台毎に
検定しています。

II 「検査」

「**検査**」とは、使用されている特定計量器が、性能や誤差の基準を満たしているかを公的機関等が確認する行為です。ここでは、「**はかりの定期検査**」について紹介します。

●はかりの定期検査

「はかり（質量計）」は、計量器の中でも最も身近なものです
が、水分や塩分、埃などの多い場所で使用されることが多く、
長期間使用すると性能や精度が低下する可能性があります。

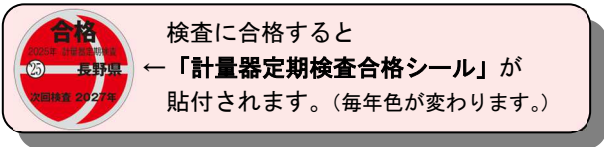
そこで、**取引や証明**に使用される「はかり」は、2年に1回、
使用中の性能や精度をチェックするために、県や特定市（※）が
行う検査を受けることが、計量法で義務づけられています。

（※特定市：長野市・松本市・上田市・岡谷市）



はかりの定期検査

市町村にお伺い
し、はかりの
定期検査を2年
に1度行ってい
ます。（特定市を
除く）



III 「立入検査」

特定計量器の製造・修理・販売をする事業所や計量証明事業者が、計量法の基準を満たした事業を実施しているか立入検査を実施するとともに、「はかり」を使用して計量販売している店舗などにも立入検査を行い、正しい計量が行われるよう指導しています。

ここでは、「商品量目立入検査」について紹介します。

●商品量目立入検査

「商品量目」とは、商品の目方（めかた：内容量）のことをいいます。
スーパーなどの販売店では、多くの商品をトレーやラップ・ビニール
袋・包み紙などに入れて、目方（100g あたり〇〇〇円）で販売して
います。

このトレーなどを風袋（ふうたい）といいますが、商品の目方（内容量）は、
風袋の重さを差し引いて表示しなければなりません。

定期的に県内のスーパーなどで立入検査を実施し、商品の目方の表示や
風袋引きが正しく行われているかを確認しています。
正しく行われていない場合は、その場で改善指導を行っています。



商品量目立入検査

IV 「計量意識の普及啓発」

県民の皆様にも、正確な計量の大切さへの意識を高めるため、様々な機会を通じて普及啓発事業を実施しています。

●計量強調月間事業

11月1日の「計量記念日」に併せて、県民の皆様
に広く計量への知識や関心を持って頂けるよう11月
を「計量強調月間」と定め、松本合同庁舎でのパネル
展示や懸垂幕掲示を行っています。



●「まつもと計量フェア」の実施

計量行政の役割をアピールするため、毎年11月
3日に松本市はかり資料館の一角をお借りして啓発
パネル展示や計量体験を実施しています。
（松本市商工課及び長野県計量協会と共催）

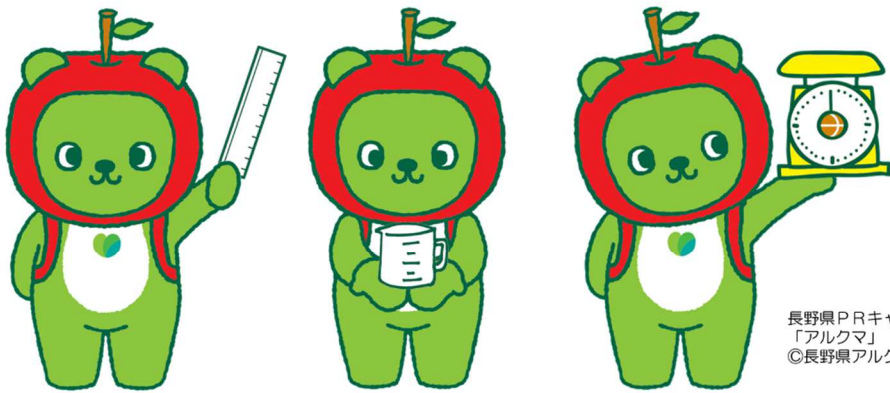


●インターネットを利用した広報活動

「長野県魅力発信ブログ」に、計量に関する様々な話題を掲載しています。



二次元コードを
スマートフォンで
読み取ると**ブログ**に
アクセスできます



笑顔ある暮らしのために **くまなく計量**

長野県計量検定所の沿革

明治 26 年（1893 年）	長野県度量衡常置検定所設置（県庁内）
明治 27 年（1894 年）	松本度量衡常置検定所設置（2 所体制）
明治 42 年（1909 年）	長野県度量衡検定所、同松本支所に改称（本所と支所の 2 所体制）
昭和 27 年（1952 年）	長野県計量検定所、同松本支所に改称
昭和 39 年（1964 年）	岡谷支所設置（本所と 2 支所の 3 所体制）
昭和 45 年（1970 年）	本所が指導、検定、検査の 3 課制となる
昭和 58 年（1983 年）	本所が南俣庁舎（長野市稲葉）へ移転
昭和 59 年（1984 年）	岡谷支所廃止
昭和 61 年（1986 年）	松本支所が松本合同庁舎（松本市島立）へ移転
平成 元年（1989 年）	本所が指導、検定の 2 課制となる
平成 12 年（2000 年）	本・支所を統合し、松本合同庁舎内の 1 所となる
平成 18 年（2006 年）	指導、検定・検査の 2 課制となる